

議案等調製規程（昭和34年2月新潟県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（議案の決裁）</p> <p>第3条 議案を提出しようとするとき又は議案を提出しようとする事件を執行しようとするときは、議案の案及び議案を提出しようとする理由を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をもつて、主管の各課長及び部局長並びに総務部長、知事政策局長、副知事及び知事の決裁を受けなければならない。</p>	<p>（議案の決裁）</p> <p>第3条 議案を提出しようとするとき又は議案を提出しようとする事件を執行しようとするときは、議案の案及び議案を提出しようとする理由を記載した書面をもつて、主管の各課長及び部局長並びに総務部長、知事政策局長、副知事及び知事の決裁を受けなければならない。</p>
<p>（報告の決裁）</p> <p>第5条 報告を行おうとするときは、報告の案を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をもつて、主管の各課長及び部局長の決裁を受けなければならない。</p>	<p>（報告の決裁）</p> <p>第5条 報告を行なおうとするときは、報告の案を記載した書面をもつて、主管の各課長及び部局長の決裁を受けなければならない。</p>
<p>（決裁後の処理）</p> <p>第6条 第3条の知事の決裁があつたときは、各課長は、議案及び議案を提出しようとする理由を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を財政課長に送付しなければならない。</p> <p>2 前条の決裁があつたときは、各課長は、その旨を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をもつて、財政課長に通知しなければならない。</p>	<p>（決裁後の処理）</p> <p>第6条 第3条の知事の決裁があつたときは、各課長は、議案4部及び議案を提出しようとする理由を記載した書面1部を財政課長に送付しなければならない。</p> <p>2 前条の決裁があつたときは、各課長は、その旨を書面をもつて、財政課長に通知しなければならない。</p>